

平成 26 年度 第 2 回 新河岸川流域川づくり連絡会 議事要旨

平成 26 年 9 月 16 日（火）清瀬市 野塩地域市民センター 会議室第 2

項目	内容
I. 議事	
1. 平成26年度第1回新河岸川流域川づくり連絡会議事要旨	平成26年度第1回新河岸川流域川づくり連絡会議事要旨が承認された。
2. 第10回川でつながる発表会について	第10回川でつながる発表会の開催日程、企画内容について、連絡会メンバーによる意見交換が行われた。 ■主な意見等 ・交流会企画におけるワークショップについては、プログラムにおける時間配分や、参加者数の制約などがあることを十分に考慮して、実施の有無を判断する必要がある。 ・発表会を後半に控える学校は交流会を楽しめない可能性があるため、交流会の時間帯について再考してほしい。 ■決まったこと ・日程については、発表校などと再調整の上、12月7日（日）または14日（日）で開催する。 ・現地見学会の説明・誘導は主に「東川を愛する会」に担当いただき、管理者からの説明が必要な施設については、施設管理者に説明を依頼する。
3. 里川75号について	里川75号の紙面構成や内容について意見交換が行われた。 ■決まったこと ・9月15日に黒目川（朝霞市浜崎）で約5,000人の参加があった「黒目川 de 大発見！！川の魅力実感 in 朝霞」の記事を里川75号へ掲載する。
II. 勉強会	
事務局より「水循環に係る近年の動向」と題して、「水循環基本法」及び「雨水の利用の推進に関する法律」について説明し、連絡会メンバーによる意見交換が行われた。 ■主な意見等 ・水循環基本法が施行されたことによる新たな規制はあるのか。 →国が策定する水循環基本計画に基づき、地方公共団体が施策を実施するという流れがあるので、今後各地方公共団体が条例等制定する動きが考えられる。 →水循環に係る関連法令も改正されることが想定され、その中で新たな規制が出てくることも考えられる。 ・新河岸川流域では水循環基本法策定以前より水循環に係る計画が策定されており、水循環基本法策定の流れの一つとなっていると思われる。 ・水循環基本法は新河岸川流域にも関係する法令であるため、新河岸川流域水循環マスタープランの策定にあたっては、法令を踏まえた検討をする必要があると思われる。 ・雨水利用推進法の「雨水」の読み方は、「あまみず」であると聞いたことがある。	
III. 新河岸川流域水循環マスタープランについて	
事務局より「新河岸川流域水循環マスタープラン」検討に向けた方向性について説明を行い、連絡会メンバーによる意見交換が行われた。 ■主な意見等 ・水循環マスタープランの検討を行うにあたっては、検討の進め方も含め、各段階で流域住民も検討に参加しながら進めていってほしい。 ・市民代表の選出方法は、連絡会参加者の意見などを踏まえて設定してほしい。	
IV. 情報交換	
◆平成26年度第3回連絡会開催について ・第3回新河岸川流域川づくり連絡会は、11月中旬～下旬での開催を予定する。 以上	